

伊賀市告示第 245 号

令和 5 年度伊賀市職員募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度
伊賀市職員募集要項

保育士・事務職(土木系)

職員採用選考

令和6年4月1日採用

<受験申込受付期間>

2023(令和5)年12月1日(金)から

2024(令和6)年1月9日(火)午後5時15分まで

令和5年度 伊賀市職員募集要項

【保育士・事務職（土木系）職員採用選考】

【職種・受験資格・採用予定人数】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
保育士	保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人 ※令和6年4月1日時点で、保育士登録されており、幼稚園教諭免許が有効期間内であること	昭和59年4月2日以降に生まれた人	3人程度
事務職 (土木系)	学校教育法による高等学校以上を卒業（修了）した人または令和6年3月末までに卒業（修了）見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）	平成6年4月2日以降に生まれた人	若干名

※複数の職種を重複して受験することはできません。

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※事務職（土木系）は、事務職として採用され、採用後は主に土木技術に関する部署に配属されます。

なお、採用前の土木技術に関する知識・経験は問いません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人

(2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【選考日時、会場】

職 種	内 容		日 時	会 場
保 育 士 事 務 職 (土木系)	い ず れ か を 選 択	総合適性検査 (SPI3) テストセンター方式 (所要時間：約 65 分)	12 月 8 日 (金) 以後 受験申込受付完了後から 令和 6 年 1 月 22 日 (月) までの受験者が選択する日時	テストセンター※
		総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式 (所要時間：約 110 分)	令和 6 年 1 月 21 日 (日) 受付： 9 時 30 分～ SPI3： 10 時 00 分～	伊賀市役所本庁 (伊賀市四十九町 3184 番地)
	個別面接	令和 6 年 1 月 27 日 (土) または		
	保育実技 (保育士のみ)	令和 6 年 1 月 28 日 (日)		

※選考は総合適性検査 (SPI3) と個別面接 (保育士は保育実技を含む。) のいずれも受験いただく必要があります。

※総合適性検査 (SPI3) の受験会場は、伊賀市役所本庁またはテストセンターのいずれかを選択できます。

なお、申込時に選択された受験会場は変更できませんのでご注意ください。

※テストセンター会場や営業日については、リクルートのウェブサイトでご確認ください。

(参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>)

※12 月 1 日 (金) から 12 月 25 日 (月) までの間で募集している伊賀市育児休業代替任期付職員採用選考にも申込みされた場合、総合適性検査 (SPI3) (いずれもペーパーテスト方式を選択された場合) 及び保育実技は同時に実施し、結果はそれぞれの選考に使用します。なお、個別面接は選考ごとに受験いただく必要があります。

選考の可否は総合適性検査 (SPI3) と個別面接 (保育士は保育実技を含む) の結果を総合して決定します。
結果は、可否に関係なく受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【選考の内容】

科 目	内 容
総合適性検査 (SPI3)	職務遂行に必要とされる総合的な基礎能力についての択一式による検査を行います。
個 別 面 接	志望動機や自己 P R、人柄などについて個別に 20 分程度の面接を行います。
保 育 実 技 (保育士のみ)	ピアノ弾き歌い、絵本読み聞かせの実技試験を行います。ピアノ弾き歌いの課題曲は受験者に事前にお知らせします。

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申込みに、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込みフォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/372011>)



申込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、申込書は、人事課及び各支所にも備え付けています。

郵送により申込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)

◆受付期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月9日（火）午後5時15分受信分まで

郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、令和6年1月9日（火）午後5時15分までの必着とします。

◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

◆注意事項

・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。

郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。

・申込みに使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。

これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「@arorua.net」から電子メールを受信できるように設定してください。）

・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

このために生じた申込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。

・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。

・申込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

・受験に際して取得した個人情報、選考及び任用に関する事務以外の目的では使用しません。

なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【総合適性検査（SPI3）の受験方法】

- ・総合適性検査（SPI3）は、性格検査と能力検査があります。
- ・テストセンターでの受験を選択された場合、申込受付完了後、順次「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受験してください。
- ・総合適性検査（SPI3）の受験会場は、申込み後の変更ができないので、手続には十分注意してください。
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【採用予定日】

令和6年4月1日

【勤務条件（令和5年4月1日時点）】※伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。

◆勤務時間

保育士	原則として、月曜日～金曜日（週38時間45分勤務） 8時30分～17時15分（休憩60分） ※配属先により異なる場合があります。 ※早番・遅番勤務あり（シフト制）
事務職 （土木系）	原則として、月曜日～金曜日（週38時間45分勤務） 8時30分～17時15分（休憩60分） ※配属先により異なる場合があります。

◆勤務地

原則として伊賀市役所本庁、各支所、伊賀市立各保育所（園）、幼稚園、ほか伊賀市内各施設のいずれか

◆採用後の給与等（令和5年4月1日時点）

◇初任給（職務経歴等により加算措置があります。）

	給料月額（地域手当を含む）
	職歴加算がない場合
保育士（短大卒の場合）	166,500円程度
事務職（高校卒の場合）	154,600円程度
事務職（大学卒の場合）	180,600円程度

- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。
- ・上表のほか、条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当等が支給されます。

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

原則として日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 保育士については、幼稚園に配属される場合があります。
- 2 申込者数の状況によって、選考日又は会場を追加・変更する場合があります。
- 3 合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 5 地方公務員法第 22 条の規定により、採用後 6 ヶ月間は条件付の採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（給与等に変動はありません）。
- 6 荒天・災害時等の選考実施の有無などについては、各実施日前日の午後 6 時に伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>) に掲載します。
なお、受験者への個別連絡は行いません。
- 7 新型コロナウイルス感染症等の影響により、会場の変更や、日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記 6 と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。
- 8 令和 5 年 12 月 1 日（金）から 12 月 25 日（月）までの間で募集している伊賀市育児休業代替任期付職員採用選考と重複して受験ができます。伊賀市育児休業代替任期付職員採用選考の募集職種、受験資格等は、当該募集要項にてご確認ください。

NINJA
CITY IGA
忍者市伊賀

〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



令和5年度伊賀市職員採用選考申込書

受験職種（一つに○をつける）	
保育士	事務職(土木系)
総合適性検査(SPI3)受験会場（一つに○をつける）	
テストセンター	伊賀市役所

写真貼付欄
縦4cm、横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

令和 年 月 日現在（←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。）

フリガナ		性別	メールアドレス
氏名		男・女	
生年月日	昭和 年 月 日生（満 歳）		
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL - -	
		緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -
フリガナ			
連絡先	〒 -	TEL - -	

(連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)

学歴（中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)*期間は必ず和暦で記入してください。				
学 校 名	学 部 名	学 科 名	期 間	区 分
			年 月 から	卒 第 学年中退
			年 月 まで	卒見 第 学年在学
			年 月 から	卒 第 学年中退
			年 月 まで	卒見 第 学年在学
			年 月 から	卒 第 学年中退
			年 月 まで	卒見 第 学年在学
			年 月 から	卒 第 学年中退
			年 月 まで	卒見 第 学年在学
			年 月 から	卒 第 学年中退
			年 月 まで	卒見 第 学年在学
職 歴（ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))				
※同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。				
勤 務 先	所 在 市 町 村	期 間		
		年 月 から		
		年 月 まで		
		年 月 から		
		年 月 まで		
		年 月 から		
		年 月 まで		
		年 月 から		
		年 月 まで		
		年 月 から		
		年 月 まで		
免許資格等（自動車運転免許を含む。）受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。				
取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称			
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。 また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。				
氏名				（自署のこと。）

伊賀市告示第 246 号

令和 5 年度伊賀市職員募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度
伊賀市職員募集要項

【育児休業代替任期付職員採用選考】

令和6年4月1日以降、随時採用

募集職種

- ・事務職
- ・保健師
- ・保育士

<受験申込受付期間>

2023（令和5）年12月1日（金）から

12月25日（月）午後5時15分まで

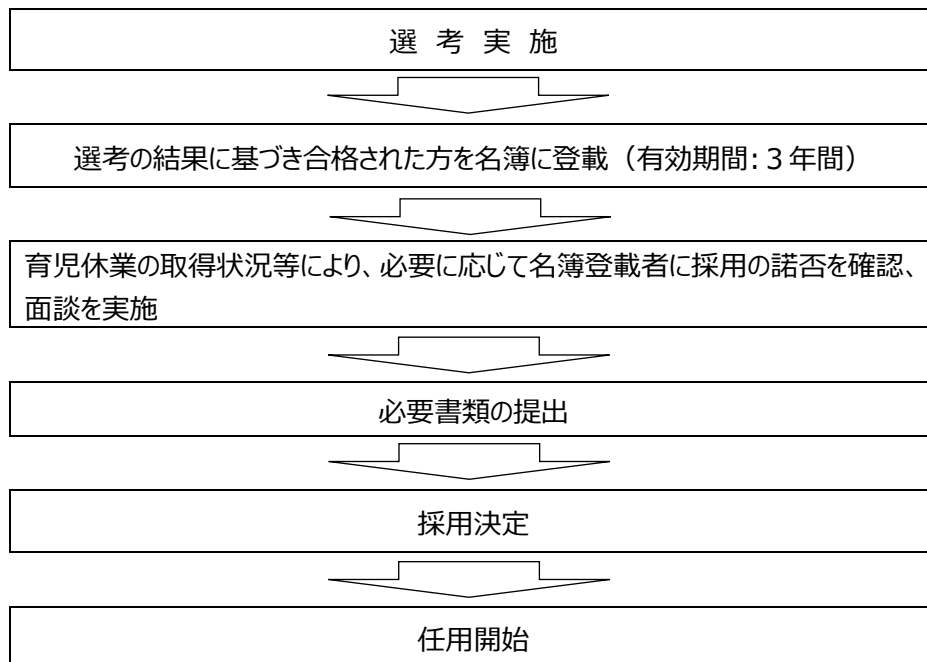
令和5年度 伊賀市職員募集要項【育児休業代替任期付】

《育児休業代替任期付職員とは》

- ◎ 任期の定めのない職員が育児休業を取得した場合に、代替となる職員（以下「代替職員」という。）を任期付の正規職員として任用します。
- ◎ 代替職員の任期は、概ね6ヶ月以上3年未満で、育児休業取得職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。任期は育児休業取得職員の育児休業の期間が限度となりますので、代替職員ごとに異なります。
- ◎ 任期が定められていること、昇格や育児休業、育児短時間勤務がないことを除き、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）は、原則として任期の定めのない職員と同様です。
- ◎ 選考の合格者は「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」（以下「名簿」という。）に登録され、育児休業者数に合わせて随時採用されます。なお、名簿の有効期間は合格通知の日から3年間となります。
- ◎ 職員の育児休業の取得状況や代替の必要性により、名簿に登録されていても採用されない場合がありますのでご承知おさください。
- ◎ 名簿に登録された場合は、代替職員としての採用に先立って、産前産後休暇を取得する職員の代替として会計年度任用職員に任用することがあります（希望を伺います）。

正規職員 A	勤務	産前産後休暇	育児休業	勤務
代替職員 B		会計年度任用職員として勤務	任期付の正規職員として勤務	

《採用までの流れ》



- ・名簿に登録されている方が応諾されなかった場合や面談等により採用に至らなかった場合、採用後任期満了により退職となった場合でも、名簿の有効期間内は名簿から削除されません。

【職種・受験資格・採用予定人数】

職 種	受 験 資 格	採用予定人数
	学 歴 ・ 免 許 等	
事務職	義務教育課程以上を修了した人（同等の資格があると認められる人を 含む）	5人程度
保健師	保健師免許を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人	若干名
保育士	保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和6年3月 末までに取得見込みの人 ※令和6年4月1日時点で、保育士登録されており、幼稚園教諭免 許が有効期間内であること	6人程度

※複数の職種を重複して受験することはできません。

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人

(2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【選考日時、会場】

職 種	内 容		日 時	会 場
事 務 職 保 健 師 保 育 士	い ず れ か を 選 択	総合適性検査（SPI3） テストセンター方式 （所要時間：約 65 分）	12 月 8 日（金）以後 受験申込受付完了後から 令和 6 年 1 月 22 日（月） までの受験者が選択する日時	テストセンター※
		総合適性検査（SPI3） ペーパーテスト方式 （所要時間：約 110 分）	令和 6 年 1 月 21 日（日） 受付： 9 時 30 分～ SPI3： 10 時 00 分～	伊賀市役所本庁 （伊賀市四十九町 3184 番地）
	個別面接	令和 6 年 1 月 27 日（土） または		
	保育実技（保育士のみ）	令和 6 年 1 月 28 日（日）		

※選考は総合適性検査（SPI3）と個別面接（保育士は保育実技を含む。）のいずれも受験いただく必要があります。

※総合適性検査（SPI3）の受験会場は、伊賀市役所本庁またはテストセンターのいずれかを選択できます。

なお、申込時に選択された受験会場は変更できませんのでご注意ください。

※テストセンター会場や営業日については、リクルートのウェブサイトでご確認ください。

（参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>）

※12 月 1 日（金）から令和 6 年 1 月 9 日（火）までの間で募集している伊賀市職員採用選考にも申込みされた場合、総合適性検査（SPI3）（いずれもペーパーテスト方式を選択された場合）及び保育実技は同時に実施し、結果はそれぞれの選考に使用します。なお、個別面接は選考ごとに受験いただく必要があります。

選考の可否は総合適性検査（SPI3）と個別面接（保育士は保育実技を含む。）の結果を総合して決定します。
結果は、可否に関係なく受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【選考の内容】

科 目	内 容
総合適性検査 （SPI3）	職務遂行に必要とされる総合的な基礎能力についての択一式による検査を行います。
個 別 面 接	志望動機や自己 P R、人柄などについて個別に 20 分程度の面接を行います。
保 育 実 技 （保育士のみ）	ピアノ弾き歌い、絵本読み聞かせの実技試験を行います。ピアノ弾き歌いの課題曲は受験者に事前にお知らせします。

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申込みに、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込みフォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/406493>)

申込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、申込書は、人事課及び各支所にも備え付けています。

郵送により申込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)



◆受付期間

令和5年12月1日（金）～12月25日（月）午後5時15分受信分まで

郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、12月25日（月）午後5時15分までの必着とします。

◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

◆注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。
郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・申込みに使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。
これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「@arorua.net」から電子メールを受信できるように設定してください。）
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
このために生じた申込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考及び任用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【総合適性検査（SPI3）の受験方法】

- ・総合適性検査（SPI3）は、性格検査と能力検査があります。
- ・テストセンターでの受験を選択された場合、申込受付完了後、順次「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受験してください。
- ・総合適性検査（SPI3）の受験会場は、申込み後の変更ができないので、手続には十分注意してください。
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【採用予定日】

令和6年4月1日以降、必要に応じて採用されます。

【勤務条件（令和5年4月1日時点）】※伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。

原則として、任期の定めのない職員と同様です。

◆勤務時間

事務職	原則として、月曜日～金曜日（週 38 時間 45 分勤務） 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分（休憩 60 分）
保健師	※配属先により異なる場合があります。
保育士	原則として、月曜日～金曜日（週 38 時間 45 分勤務） 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分（休憩 60 分） ※配属先により異なる場合があります。 ※早番・遅番勤務あり（シフト制）

◆勤務地

伊賀市役所本庁、各支所、伊賀市立各保育所（園）、幼稚園、ほか伊賀市内各施設のいずれか
※勤務地や配属先は、任期の途中であっても異動する場合があります。

◆採用後の給与等（令和5年4月1日時点）

◇初任給（上限の範囲内において職務経歴等により加算措置があります。）

	給料月額（地域手当を含む）	
	職歴加算がない場合	職歴加算を最大までした場合
事務職（高校卒の場合）	154,600 円程度	255,000 円程度
事務職（大学卒の場合）	180,600 円程度	
保育士（短大卒の場合）	166,500 円程度	
保健師（大学卒の場合）	204,500 円程度	

- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。
- ・上表のほか、条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当等が支給されます。

◇休 日（勤務場所により異なることがあります。）

原則として日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休 暇

年次有給休暇として年間最大20日（任期により異なります）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。ただし、育児休業、育児短時間勤務は取得できません。

【その他】

- 1 保育士については、幼稚園に配属される場合があります。
- 2 採用決定前には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 3 名簿登載後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、名簿から削除されます。
- 4 代替職員としての名簿への登載や採用は、任期の定めのない職員としての任用、採用試験にいかなる優先権をも与えるものではありません。なお、名簿登載期間中であっても任期の定めのない職員の採用試験を受験することができ、これに合格のうえ採用された場合は、名簿から削除されます。
- 5 代替職員は正規の常勤職員として任用されるとともに、兼業が制限されるなど、地方公務員法その他の法令に基づく服務規定が適用されます。なお、代替職員として任用されていない期間は適用されません。
- 6 地方公務員法第22条の規定により、採用後6ヶ月間は条件付の採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（給与等に変動はありません）。
- 7 申込者数の状況によって、選考日又は会場を追加・変更する場合があります。
- 8 荒天・災害時等の選考実施の有無などについては、各実施日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>）に掲載します。
なお、受験者への個別連絡は行いません。
- 9 新型コロナウイルス感染症等の影響により、会場の変更や、日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記8と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。
- 10 令和5年12月1日（金）から令和6年1月9日（火）までの間で募集している伊賀市職員採用選考と重複して受験ができます。伊賀市職員採用選考の募集職種、受験資格等は、当該募集要項にてご確認ください。

NINJA
CITY IGA
忍者市伊賀

〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>



令和5年度伊賀市育児休業代替任期付職員採用選考申込書

受験職種（一つに○をつける）		
事務職	保健師	保育士

総合適性検査（SPI3）受験会場（一つに○をつける）	
テストセンター	伊賀市役所

写真貼付欄
縦4cm、横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真（裏面に氏名記入）を貼付

令和 年 月 日現在（←記載内容がいつ現在のものか必ず記入してください。）

フリガナ		性別	メールアドレス	
氏名		男・女		
生年月日	昭和 年 月 日生（満 歳）			
フリガナ				
現住所		TEL	-	-
		緊急連絡先（必ず記入してください。）	TEL	-
フリガナ				
連絡先		TEL	-	-

（連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。）

学歴（中学校から順に最終学歴（在学中を含む。）まですべて記入のこと。）※期間は必ず和暦で記入してください。				
学校名	学部名	学科名	期間	区分
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学
			年 月から 年 月まで	卒 第 学年中退 卒見 第 学年在学

職歴（ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。（臨時職員・パートを含む。）） ※同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。		
勤務先	所在市町村	期間
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

免許資格等（自動車運転免許を含む。）受験資格に必要な免許資格については取得見込みの場合も記入してください。	
取得年月日	免許資格等の名称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。
また、申込書に記載したことは事実と相違ありません。

氏名

（自署のこと。）

伊賀市告示第 247 号

伊賀市自衛官等の募集に係る募集対象者情報の除外申出に関する要綱を次のように定める。

令和5年12月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市自衛官等の募集に係る募集対象者情報の除外申出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の規定に基づく防衛大臣の求めに応じ提供する自衛官又は自衛官候補生の募集に係る募集対象者情報からの除外の申出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集対象者 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する住民であつて、その年度において17歳又は21歳に達するものをいう。
- (2) 氏名等情報 募集対象者の氏名及び住所をいう。
- (3) 募集対象者情報 本市が自衛隊法施行令第120条の規定により防衛大臣に求められ提出する氏名等情報の一覧をいう。

(除外の申出)

第3条 募集対象者情報から氏名等情報の除外を希望する者は、除外申出書(様式第1号)により市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出(以下「除外申出」という。)は、募集対象者のほか、募集対象者の法定代理人又はその委任を受けた者(以下「代理人」という。)が行うことができる。
- 3 除外申出を行う者は、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又はその写しを提出しなければならない。
 - (1) 別表第1に掲げる書類のうちいずれか1点

(2) 別表第2に掲げる書類のうちいずれか2点

(3) 別表第2に掲げる書類のうちいずれか1点及び別表第3に掲げる書類のうちいずれか1点

4 前項に規定するほか、代理人が除外申出を行うときは、代理人は、除外申出に係る募集対象者（以下「除外対象者」という。）との代理関係を示す戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類又は委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

（申出の期間）

第4条 除外申出をすることができる期間は、4月1日から翌年1月31日（その日が市の休日（伊賀市の休日を定める条例（平成16年伊賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）であるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）までとする。

（除外対象者名簿への登録）

第5条 市長は、除外申出を受理したときは、除外対象者を自衛官等募集対象者情報の除外対象者名簿（様式第3号。以下「名簿」という。）に登録するものとする。

（除外の実施）

第6条 市長は、防衛大臣に募集対象者情報を提供するときは、当該募集対象者情報から前条の規定により名簿に登録されている除外対象者（以下「名簿登録者」という。）の氏名等情報を除外するものとする。ただし、募集対象者情報に氏名等情報がない名簿登録者については、この限りでない。

（除外対象者名簿からの抹消）

第7条 市長は、各年度末において、名簿に21歳の名簿登録者の登録があるときは、除外対象者名簿から当該名簿登録者を抹消するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、募集対象者情報からの除外に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における第4条に規定す

る除外申出をすることができる期間は、同条の規定にかかわらず、施行日から令和6年1月31日までとする。

別表第1（第3条関係）

マイナンバーカード（個人番号カード） 運転免許証 旅券（パスポート） 住民基本台帳カード 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書 電気工事士免状 無線従事者免許証 動力車操縦者運転免許証 運航管理者技能検定合格証明書 猟銃・空気銃所持許可証 特殊電気工事資格者認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 宅地建物取引主任者証 戦傷病者手帳 教習資格認定証 検定合格証 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 運転経歴証明書 一時庇護許可書 仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書 船員手帳 海技免状 その他国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書で本人の写真が貼付されているもの

別表第2（第3条関係）

健康保険被保険者証 年金証書 年金手帳 住民基本台帳カード 介護保険被保険者証 障害者手帳 各種医療受給者証 恩給証書 運転仮免許証 生活保護受給者証 その他これらの書類と同等のものとして市長が認めるもの

別表第3（第3条関係）

社員証 学生証 預金通帳 診察券 その他これらの書類と同等のものとして市長が認めるもの

伊賀市告示第 248 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

物堂区

2 規約に定める目的

次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、地域住民相互の連絡等良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備、改善
- (3) 保健、衛生に関する企画と施策
- (4) 防犯、防災、交通安全等に関すること。
- (5) 集会施設の維持管理
- (6) レクリエーション、伝統行事等の文化活動
- (7) 各種機関、団体との連絡調整
- (8) その他この会の目的達成に関すること。

3 区域

伊賀市下柘植物堂区の全域。ただし、次の地域（DMG 森精機株式会社社宅）を除く。

下柘植 671 番 1、下柘植 671 番 3～9、下柘植 672 番 1、下柘植 672 番 2、下柘植 673 番 1、下柘植 673 番 4、下柘植 673 番 9、下柘植 674 番 2、下柘植 674 番 3、下柘植 674 番 6、下柘植 675 番 3、下柘植 675 番 6、下柘植 675 番 7、下柘植 676 番 7、下柘植 682 番 3、下柘植 683 番 3、下柘植 683 番 5、下柘植 684 番 2、下柘植 685 番 1～4

4 主たる事務所

伊賀市下柘植 278 番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 松島 幸三

住所 伊賀市下柘植 637 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和 5 年 11 月 14 日

伊賀市告示第 249 号

下記の事業者を介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 の規定により告示する。

令和5年12月1日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	社会福祉法人 敬親会
事業者の主たる事務所の所在地	伊賀市山出字金坪 2220 番地の 10
代表者名	理事長 杉本 安司
代表者の住所	伊賀市川北 561 番地
事業所名	デイサービスセンターいがのしろ
事業所の所在地	伊賀市山出字金坪 2220 番地の 10
事業所番号	2 4 9 1 2 0 0 2 7 1
指定年月日	令和5年10月1日
サービス種類	地域密着型通所介護

伊賀市告示第 250 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

事業者名	特定非営利活動法人 さんぽ倶楽部
事業者の主たる 事務所の所在地	伊賀市生琉里 3118 番地の 1
代表者名	理事長 浅利 忠紀
代表者の住所	伊賀市生琉里 3118 番地
事業所名	さんぽ倶楽部
事業所の所在地	伊賀市生琉里 3118 番地の 1
事業所番号	2 4 7 1 2 0 0 6 9 7
事業廃止年月日	令和 5 年 12 月 31 日
サービス種類	居宅介護支援及び介護予防支援

伊賀市告示第 251 号

伊賀市特別融資制度推進会議設置要綱を次のように定める。

令和5年12月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市特別融資制度推進会議設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市における農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るため、伊賀市特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 農業関係資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 貸付けの対象となる者に対する指導、助言等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業関係資金の貸付けの認定に当たって、必要な事項に関すること。

(対象とする資金)

第3条 前条の所掌事務の対象とする農業関係資金は、次に掲げる資金とする。

- (1) 農業経営基盤強化資金
- (2) 農業経営改善促進資金
- (3) 農業近代化資金（認定農業者向け）
- (4) 青年等就農資金
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める資金

(構成)

第4条 推進会議は、次に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）をもって構成する。

- (1) 伊賀市
- (2) 伊賀市農業委員会
- (3) 伊賀ふるさと農業協同組合

- (4) 三重県（農業改良普及センターを含む。）
- (5) 公益財団法人三重県農林水産支援センター
- (6) 三重県信用農業協同組合連合会
- (7) 株式会社日本政策金融公庫津支店
- (8) 三重県農業信用基金協会
- (9) 前各号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める機関又は団体
（運営等）

第5条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、市長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、推進会議の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 推進会議に事務局を置き、伊賀市産業振興部農林振興課が担当する。
- 5 推進会議は、特別融資制度の効率的な実施のため、第2条第1号に掲げる事項に関する事務は、融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、推進会議は、慎重な審議を必要とする借入額が3億円（法人にあっては、10億円）を超えるときは、次に掲げる方法により審査するものとする。ただし、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第3の4の(1)のア若しくはイに該当する場合又は認定新規就農者が借り入れる場合は、この限りでない。
 - (1) 融資機関への文書の持ち回りによる方法
 - (2) 会議による方法。ただし、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から利子助成等を行う県又は市（以下「助成地方公共団体」という。）が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。
- 7 第5項の規定による委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、推進会議の事務局に対し、速やかに当該認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29

年法律第 182 号) 第 2 条の 5 の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法 (昭和 36 年法律第 15 号) 第 3 条第 1 項の認定に係る果樹園経営計画を含む。) をいう。) 又は青年等就農計画 (基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項の認定に係る青年等就農計画をいう。) の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

8 前項の報告を受けた推進会議の事務局は、次の各号に掲げる団体等に対し、当該各号に定める事項を速やかに通知するものとする。

- (1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
- (2) 前号に掲げるもの以外の団体等 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認められた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

9 伊賀市以外の市町村を含んだ広域認定 (基盤強化法第 13 条の 2 の規定により都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。) の内容に関する協議等については、設置要綱第 3 の 7 の方針を基に、関係市町村 (農業経営基盤強化促進法の基本要綱 (平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知) 第 5 の 4(1) の①に規定する関係市町村をいう。) と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

(個人情報取扱い)

第 6 条 推進会議を構成する団体等 (これらの役職員を含む。) は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。

2 この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲において行うものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 252 号

伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年12月5日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀鉄道伊賀線の電力料金の社会情勢による高騰分を助成することにより経営の安定化を図ることを目的に交付する伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金（以下「助成金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、伊賀鉄道株式会社とする。

(助成対象となる経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象者が伊賀鉄道伊賀線の営業に要した令和5年4月から令和6年3月までの期間における電力料金（以下「助成対象電力料金」という。）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、令和元年度の電力料金の平均単価17.3円/kWhを基準単価として、助成対象電力料金の月ごとの単価（小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）から基準単価を差し引いた月ごとの高騰分の単価に、当該月の電力使用量を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 電力使用量が過去の同月と比較して著しく増大している等により、前項に規定する算定方法による助成金の額が不相当と認めるときは、同項の規定により乗じる当該月の電力使用量を適切な電力使用量に代えて助成金の額を算定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、助成対象電力料金に対し国又は地方公共団体からの同様の

助成（以下「他の助成」という。）を受けた、又は受ける予定があるときは、助成金の額は、前2項の規定により算定した助成金の額から当該他の助成の額を差し引いた額とする。

（交付申請）

第5条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、同項の規定にかかわらず、伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して令和6年3月31日までに行うものとする。

- (1) 助成対象電力料金の月ごとの金額が分かる書類
- (2) 助成金の申請額の算定の詳細が分かる書類
- (3) 他の助成を受けるときは、当該他の助成の内容及び額が分かる書類
- (4) 助成対象電力料金に係る電力供給会社との契約の内容が分かる書類（契約書の写し等）

2 交付申請は、助成対象電力料金について複数回に分けて行うことができる。

3 前項の規定により交付申請を複数回に分けて行う場合において、2回目以降の交付申請を行うときは、第1項第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。ただし、契約の内容に変更があった場合は、変更後の契約の内容が分かる書類を添付しなければならない。

（交付の決定及び交付額の確定等）

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により助成金の交付の決定をするときは、規則第12条及び規則第14条第1項の規定にかかわらず、併せて交付すべき助成金の額の確定を行うものとする。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 助成対象者は、前条第2項の規定による通知を受けた後、その交付の決定に係る申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年12月5日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 253 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 0686	新	堂の久保学 校線	起点 伊賀市田中字堂之久保 19 番 4 地先 終点 伊賀市田中字堂之久保 1415 番 3 地 先	3.5~4.5	21.0

伊賀市告示第 254 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 5 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 0686	堂の久保学校線	起点 伊賀市田中字堂之久保 19 番 4 地先 終点 伊賀市田中字堂之久保 1415 番 3 地先	令和 5 年 12 月 5 日

伊賀市告示第 255 号

伊賀市大規模建築物耐震診断事業費補助金交付要綱及び伊賀市避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 5 年 12 月 6 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市大規模建築物耐震診断事業費補助金交付要綱及び伊賀市避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 伊賀市大規模建築物耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 27 年伊賀市告示第 55 号）
- (2) 伊賀市避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 28 年伊賀市告示第 86 号）

附 則

この告示は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。

伊賀市告示第 256 号

伊賀市地域づくり助成金交付要綱及び島ヶ原地域環境創造事業費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年12月6日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域づくり助成金交付要綱及び島ヶ原地域環境創造事業費補助金交付要綱を
廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 伊賀市地域づくり助成金交付要綱（平成16年伊賀市告示第122号）
- (2) 島ヶ原地域環境創造事業費補助金交付要綱（平成16年伊賀市告示第130号）

附 則

この告示は、令和5年12月6日から施行する。

伊賀市告示第 257 号

青山地域ふるさと創生事業実施補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年12月6日

伊賀市長 岡 本 栄

青山地域ふるさと創生事業実施補助金交付要綱を廃止する告示

青山地域ふるさと創生事業実施補助金交付要綱（平成16年伊賀市告示第133号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年12月6日から施行する。

伊賀市告示第 258 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているもので、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

- ①令和 5 年 11 月 20 日
- ②令和 5 年 11 月 21 日
- ③令和 5 年 11 月 22 日
- ④令和 5 年 12 月 1 日

2 撤去場所及び台数

- ①伊賀上野駅駐輪場、上野丸之内駐輪場 計 10 台
- ②桑町駅駐輪場 計 2 台
- ③伊賀神戸駅駐輪場、青山町駅前自転車等駐車場、上津駅前自転車等駐車場 計 5 台
- ④伊賀上野駅駐輪場 計 1 台

3 撤去の理由

当該自転車等が、調査札を取り付けた日から起算して 7 日を超えて、なお伊賀市自転車等駐車場に放置されているため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

- (1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの
- (2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 259 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

①令和 5 年 11 月 20 日

②令和 5 年 11 月 21 日

2 撤去場所及び台数

①佐那具駅、広小路駅 計 8 台

②茅町駅 計 7 台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 260 号

令和 5 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(診療放射線技師 募集)

令和5年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
診療放射線技師	診療放射線技師免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	平成6年4月2日以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

【業務内容】

- ・診療放射線技師として、次の業務を行います。
本院及び健診センター業務全般（主に、マンモグラフィ検査を担当）
待機及び日当直業務

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- （1）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
- （2）永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和6年2月2日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。

【受付期間】

令和5年12月18日（月）から令和6年1月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、令和6年1月19日（金）午後5時15分までの必着とします。

（※）注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記入漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課（TEL0595-41-0065）

【採用予定日】

令和 6 年 4 月 1 日（月）

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件（令和 5 年 4 月 1 日現在）】

- ◇ 初任給
大学卒 202,400 円、短大 3 卒 196,200 円
・前職歴等に応じて加算措置があります。
・諸手当として、期末・勤勉手当（4.5 ヶ月分（採用初年度は採用日により異なる。）、地域手当（給料・扶養手当の合計額の 3/100）、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- ◇ 休暇
年次有給休暇として年間 20 日（採用年は採用日により異なる。）が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。
その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	診療放射線技師
------	---------

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
縦4cm
横3cm

申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記入してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	平成 年 月 日生 (満 歳)		
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL - -	
	緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -	
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL - -	

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記入してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年 月	から	卒	年中退
			年 月	まで	卒見	年在学
			年 月	から	卒	年中退
			年 月	まで	卒見	年在学
			年 月	から	卒	年中退
			年 月	まで	卒見	年在学
			年 月	から	卒	年中退
			年 月	まで	卒見	年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))

※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記入してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間
		年 月 月 月
		年 月 月 月
		年 月 月 月
		年 月 月 月
		年 月 月 月
		年 月 月 月
		年 月 月 月
		年 月 月 月

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記入してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 261 号

令和 5 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(病院技術職 募集)

令和5年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
病院 技術職	病床数 200 床以上の病院で建物管理の技術職員として3年以上の勤務実績がある人で次の①から⑥までのすべての資格を有する人 ①消防設備点検資格者(第一種) ②消防設備点検資格者(第二種) ③医療ガス保安管理技術者 ④管工事施工管理技士 ⑤特定建築物調査員資格者 ⑥防火設備検査員 ※⑤、⑥の代わりに2級建築士以上の資格でも可	昭和 42 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和 6 年 2 月 2 日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和 5 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1 通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。

【受付期間】

令和5年12月18日（月）から令和6年1月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、令和6年1月19日（金）午後5時15分までの必着とします。

（※）注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。受験日4日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課（TEL0595-41-0065）

【採用予定日】

令和6年4月1日（月）

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件（令和5年4月1日現在）】

◇ 初任給

大学卒 187,300円、短大卒 173,600円、高校卒 162,100円

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、期末・勤勉手当（4.5ヶ月分（採用初年度は採用日により異なる。）、地域手当（給料・扶養手当の合計額の3/100）、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

◇ 休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は採用日により異なる。）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和5年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	病院技術職
------	-------

受験番号	(市記入欄)
------	--------

写真
縦4cm
横3cm
申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記入してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生(満 歳)
フリガナ			
現住所	〒 -	TEL	- -
		緊急連絡先(必ず記入してください。)	TEL - -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -	TEL	- -

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記入してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記入のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記入のこと。(臨時職員・パートを含む。))
※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記入してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで
		年 月から
		年 月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。)	
取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	(続紙に記入してください。)

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名 (自署のこと。)

伊賀市告示第 262 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社 J R 東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 27 番 11 号 アグリスクエア新宿 4 階
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 5 年 10 月 16 日
- 3 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
伊賀市ふるさと応援寄附金に関する収入

伊賀市告示第 263 号

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月22日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱(令和5年伊賀市告示第185号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「給付金」という。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(給付金の種類)

第1条の2 伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 令和5年6月1日(以下「基準日」という。)を基準として支給するもの(以下「給付金」という。)
- (2) 令和5年12月1日(以下「追加基準日」という。)を基準として支給するもの(以下「追加給付金」という。)

第2条の見出しを「(支給対象者及び追加支給対象者)」に改め、同条中「令和5年6月1日(以下「基準日」という。)」を「基準日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 追加給付金の支給の対象となる者(以下「追加支給対象者」という。)は、追加基準日において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者(追加基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、追加基準日において、日本国内で生活していたがいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、追加基準日の翌日以後初めて伊賀市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、前項第1号に掲げる世帯(令和5年度分の市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。)の世帯主であるものとする。

第3条中「支給対象者に対して支給する」を削り、「金額」を「額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 追加給付金の額は、1世帯当たり7万円とする。

第4条第1項を次のように改める。

給付金の受給権者は、支給対象者とし、追加給付金の受給権者は、追加支給対象者とする。ただし、支給対象者が基準日以後に又は追加支給対象者が追加基準日以後に死亡した場合において、当該支給対象者又は追加支給対象者が属する世帯に他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、当該世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

第5条第1項中「第2条第1号に該当するときは」を「第2条第1項第1号に掲げる世帯の世帯主にあつては」に、「同条第2号に該当するときは」を「同項第2号に掲げる世帯の世帯主にあつては」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「又は申請」を「若しくは申請又は前項の規定による追加確認書の提出若しくは申請」に改め、同項ただし書中「の方式」を「に掲げる方式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 追加給付金の支給を受けようとする受給権者は、伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援追加給付金支給要件確認書（様式第4号。以下「追加確認書」という。）を提出し、又は伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援追加給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）（様式第5号）により申請しなければならない。

第6条第1項第1号中「基準日時点での」を「給付金にあつては基準日における、追加給付金にあつては追加基準日における」に改め、同条第2項中「確認書」の次に「又は追加確認書」を加える。

第7条第1項中「とする」を「とし、追加給付金の申請の受付を開始する日は、令和6年1月4日とする」に改め、同条第2項中「申請等」を「給付金の申請等」に、「とする」を「とし、追加給付金の申請等の期限は、令和6年3月15日とする」に改める。

第8条第1項中「給付金」の次に「又は追加給付金」を加え、同条第2項中「第5条第2項第2号」を「第5条第3項第2号」に改め、同条第3項中「給付金」の次に「又は追加給付金」を加え、「ものとする」を削る。

第9条の見出し中「給付金」を「給付金等」に改め、同条中「給付金」の次に「及び追加給付金」を、「支給対象者」の次に「及び追加支給対象者」を加える。

第10条第1項中「給付金」の次に「又は追加給付金」を加える。

第11条中「より給付金」の次に「又は追加給付金」を加え、「支給した給付金」を「支

給した当該給付金又は追加給付金」に改める。

第12条中「給付金」の次に「又は追加給付金」を加える。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

【様式第4号】

【様式第5号】

附 則

この告示は、令和5年12月22日から施行する。

伊賀市告示第 264 号

伊賀市低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 12 月 26 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）事業実施要綱
（趣旨）

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響が長期化する中、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯を支援する観点から「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）支給要領」（令和 5 年 11 月 24 日付子福第 05-488 号通知）に基づき、伊賀市低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）（以下「給付金」という。）を支給する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 伊賀市（以下「市」という。）は、令和 5 年 11 月分の児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給の決定が、令和 6 年 2 月 29 日までにある者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）に対し、給付金を支給する。

（給付金の支給等）

第 3 条 給付金の支給は、前項の規定により支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。） 1 人につき、2 万円を 1 回限りとする。ただし、法第 5 条に規定する監護等児童が 2 人以上である支給対象者に支給する給付金の額は、これに監護等児童のうちの 1 人以外の監護等児童につき 2 万円を加算した額とする。

（支給の申込み等）

第 4 条 市は、支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けたときは、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）受給拒否の届出書（様式第 1 号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込みを行った後、速やかに支給を決定し、当該申込みをした支給対象者に対し給付金を支給する。ただし、前項の規定による届出をした支給対象者については、この限りでない。

4 市長は、前項本文の規定による支給をもって、同項本文の規定により支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対する給付金の支給の決定通知に代えることができる。

（支給の方式）

第5条 支給決定者に対する給付金の支給は、当該支給決定者が児童扶養手当の支給を受ける口座への振込みにより行う。

2 支給決定者は、前項の規定による口座への振込みを同項に規定する口座以外の口座に変更しようとするときは、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

（口座の確認ができなかった場合等の取扱い）

第6条 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、前条第1項に規定する口座（同条第2項の規定による変更の届出があったときは、当該届出があった口座）に給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約又は変更等の事由により、令和6年3月31日までに給付金の振込みを行う口座が確認できないときは、本件契約は解除される。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、当該支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年12月26日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 265 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定した指定納付受託者について、次のとおり変更したので、伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）第 17 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 26 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号 デジタルゲートビル 10 階

2 変更した事項

指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類

追加

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）別表第 1 又は別表第 9 に規定する手数料

3 変更した日

令和 5 年 12 月 6 日

伊賀市告示第 266 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているのので、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 26 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

平成 27 年 1 月から令和 2 年 3 月までの間

2 撤去場所及び台数

伊賀上野駅駐輪場 1 台

伊賀神戸駅駐輪場 2 台

3 撤去の理由

当該自転車等が、調査札を取り付けた日から起算して 7 日を超えて、なお伊賀市自転車等駐車場に放置されているため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵、自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 267 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体について同条第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 26 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

鳳凰寺区

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な公共活動を行うことにより、地域住民相互良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧版の回付等地域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等地域内の環境の整備、改善
- (3) 健康、衛生に関する企画と施策
- (4) 防犯、防災、交通安全等に関すること
- (5) 集会施設の維持管理
- (6) レクリエーション、伝統的行事等の文化活動
- (7) 各種機関、団体との連絡調整
- (8) その他この会の目的達成に関すること

3 区域

伊賀市鳳凰寺の全域

4 主たる事務所

伊賀市鳳凰寺 189 番地の 2 鳳凰寺公民館

5 代表者の氏名及び住所

氏名 中森 貴

住所 伊賀市鳳凰寺 333 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20第2号から第5号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和5年12月14日

伊賀市告示第 268 号

伊賀市被害小麦臨時処分事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年12月26日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市被害小麦臨時処分事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、赤カビ被害の影響を受けた小麦の処分に係る費用負担を軽減し、もって水田の保全や重要な転作作物である麦の作付面積の確保を図ることを目的として、小麦農家に対し伊賀市被害小麦臨時処分事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の農業者のうち、令和5年に市内で収穫した小麦でデオキシニバレノールの含有量が1.0 mg/kgを超えるもの（以下「被害小麦」という。）について令和5年10月1日から令和6年2月29日までの間に焼却処分（廃棄物処理業者に委託して行うものに限る。以下同じ。）をしたものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、被害小麦の焼却処分に要する費用及び被害小麦の焼却処分をする施設までの被害小麦の運搬に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、この要綱により交付する補助金の総額が予算に定める額を超えることとなるときは、補助対象経費の額の2分の1の額の範囲内で市長が決定する。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市被害小麦臨時処分事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）により令和6年3月10日までにを行うものとする。

（補助金の交付の決定及び交付額の確定等）

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定は、適用しない。

（交付決定及び交付額確定の通知書の様式）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市被害小麦臨時処分事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（交付決定の取消通知書の様式）

第8条 補助金に係る規則第18条第3項の規定により準用する規則第9条第5項の規定による交付決定の取消しに係る通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市被害小麦臨時処分事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年12月26日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。